

施策の紹介

中央省庁等改革の趣旨・経緯

中央省庁等改革について議論が始められたのは、今から四年前の第二次橋本内閣における行政改革会議においてでした。以下、中央省庁改革を進めなければならない理由、また実現に至るまでの経緯などについて紹介します。

中央省庁等改革の理念、目的

近年の少子・高齢化、国際化、高度情報化などの急速な進展により、我が国の経済社会が大きく変化している中で、国民生活にとって重要な課題や内外の諸情勢に行

政が機敏に対応していくことが、より強く求められてきています。

中央省庁等改革は、このような要請にこたえ、二十一世紀の我が国にふさわしい行政システムを構築するため、行政における政治主導を確立し、内閣総理大臣がリーダーシップをより発揮できるようにし、戦後約五十年間、大きく変

わることのなかった国の行政組織を抜本的に見直し、中央省庁を大括りに再編成するものです。

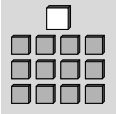
これと同時に、開かれた透明な政府の実現を目指すとともに、大胆な事務・事業の見直しによる行政のスリム化・効率化を行います。

これら中央省庁等改革は、明治

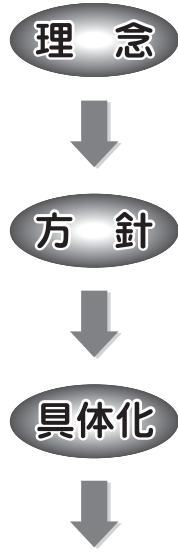
維新、戦後改革に並ぶ第三の改革ともいべきものです。

中央省庁等改革の経緯

今回の中央省庁等改革は、第二次橋本内閣において、総理の直屬機関として設置された行政改革会議が、およそ一年にわたる議論の



改革のスケジュール



行政改革会議の発足（平成8年11月）
行政改革会議最終報告（平成9年12月）

中央省庁等改革基本法の成立（平成10年6月）

中央省庁等改革の推進に関する方針の決定（平成11年4月）
中央省庁等改革関連17法律の成立（平成11年7月）
省庁改革施行関連61法律の成立（平成11年12月）

等

新たな中央省庁体制の発足（2001年1月6日）

結果、平成九年十二月に取りまとめた「最終報告」の内容を実現するものです。

同報告は、「この国のかたち」の再構築を図るため、より自由かつ公正な社会を形成するにふさわ

しい二十一世紀型行政へ転換することを基本理念とし、内閣機能の強化、新たな中央省庁の在り方、行政機能の減量・効率化、公務員制度の改革などの広範な改革内容を提言しています。

政府は、同報告で示された諸改革を網羅的かつ計画的に実施するため、改革の基本方針、講ずべき施策などを明らかにした「中央省庁等改革基本法」を平成十年二月に国会に提出し、同法案は六月に成立しました。

小淵内閣においても引き続き、中央省庁等改革を内閣の最重要課題の一つと位置づけ、政府を挙げて中央省庁等改革基本法の具体化に鋭意取り組みました。その結果、平成十一年四月には、内閣機能の強化、一府十二省庁体制への大括り再編成、独立行政法人制度の創設等を内容とする中央省庁等改革関連法案を国会に提出するとともに、行政の減量・効率化、審議会

の整理合理化等を定めた「中央省庁等改革の推進に関する方針」を決定しました。

同法案は、同年七月に成立しました。

また、同年十二月には、個々の独立行政法人を設立するための法律など省庁改革施行関連法が制定されました。

平成十二年四月に発足した森内閣においても、中央省庁等改革を内閣の最重要課題の一つと位置づけ、新体制への円滑な移行に向けて、各府省の内部組織などを定める関係政省令の制定や、新たな政策調整の一般的ルールを策定したほか、各方面への周知宣伝、庁舎の配置換え等、政府を挙げて万全の準備を進めました。

これらの膨大な作業の結果、平成十三年一月六日に新たな中央省庁体制が発足したところですが、今後さらに、この四月に発足を控えた独立行政法人の設立準備などを進めていきます。

（中央省庁等改革推進本部事務局）